

泉南市の職員の表彰について

1.表彰規程の目的は？

泉南市職員表彰規程に基づき、泉南市の職員又は組織で、特に顕著な功績又は貢献があり他の職員の模範となるものを表彰することにより、職員の勤労意欲を高揚し、成果能率の向上を図ることを目的とします。

2.表彰の対象者は？

職員・・・正規職員、再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員

※地方公務員法に規定する一般職に属する職員

組織・・・課、室、係及びこれらに準じる組織

※組織に所属する職員が、相互の協力により全体として顕著な功績があったと認めるときは、市長はこれらの職員の組織を表彰することができる

3.どんな場合に表彰されるのか？

(1) 市政の課題に果敢にチャレンジし、努力により特に顕著な功績のあった職員又は組織

- ・全国的にも例を見ない新しい業務上の制度、仕組み、方式、手続等を発案し、確立したと認められる場合
- ・自治基本条例の趣旨に沿った、市民との協働、まちづくり、まちの活性化において、多大な功績があったと認められる場合
- ・非常に困難な達成目標にも関わらず、多大な努力と創意工夫で目標を達成したと認められる場合

(2) 事務の改善、歳入の確保又は経費の節減等に寄与し、特に顕著な功績があった職員又は組織

- ・職員の意識改革や市の組織の活性化に大きな影響を与え、かつ、多大な効果のある取組を行ったと認められる場合
- ・従来の方策にとらわれず、あらゆる方策の検討、実行を行い、歳入の確保や歳出の抑制等に多大な効果のある取組を行ったと認められる場合
- ・事務能率や作業能率の改善に多大な効果のある取組を行ったと認められる場合

(3) 市民サービス向上等に特に顕著な貢献があった職員又は組織

- ・ 窓口や電話において、他の職員の模範となる市民の立場に立った親切丁寧な対応を行い、市民対応の向上に多大な貢献があったと認められる場合
- ・ 事務処理又は手続きの創意工夫、改善等により、市民の利便性の向上等に多大な貢献があったと認められる場合

(4) 人命救助、災害防止等に特別の貢献があった職員又は組織

- ・ 災害等に当たり、人命救助に率先して当たった場合又は災害の拡大や二次災害の防止に関し特別の貢献があったと認められる場合

(5) その他特に表彰に値すると認められる職員又は組織

- ・ 職務の内外を問わず市の名誉、信用、知名度及びイメージを高めることに多大な貢献があったと認められる場合
⇒ イメージアップ賞
- ・ 仕事を積極的に吸収し、前例にとらわれることなく自ら担当する仕事の幅を広げ、組織の業務遂行に多大な貢献をしたと認められる場合
⇒ 組織貢献賞
- ・ 上記のほか、特に表彰に値すると認められる場合